

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年三月二十四日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年三月二十四日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

路線名	吉場安行東京線
供用開始の区間	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
供用開始の期日	令和八年三月二十四日
備考	<p>平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三七・〇〇メートル</p>